

中川村新型コロナウイルス感染症対策支援事業（農業関係）

今般の新型コロナ感染症の影響を受けた農業者に対し、以下のような支援を行います。

1 資金利子補給及び保証料補給金【新規】

- (1) JAの「災害緊急資金」（新型コロナウイルス対象）に対する利子補給（実質5年間無利子）及び保証料の給付
- (2) 利子補給（5年間）0.20%
- (3) 保証料補給 0.28%
- (4) 申請期間は令和3年3月31日融資実行分まで

【参考】

- ◎JA アグリマイティーローン「災害緊急資金」（新型コロナ対象）
 - ・貸付限度額 500万円以内
 - ・金利 0.20%（JAバンク利子補給後）
 - ・保証料 0.28%

2 新型コロナウイルス感染症対策農業者支援事業補助金【新規】

- (1) 対象者 以下のいずれにも該当する農業者
 - ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている農業者（緊急事態宣言の発出中の4月及び5月）
 - ② 施設園芸を主品目としている認定就農者及び認定農業者。または人・農地プラン掲載者
 - ③ 前年の4月及び5月と本年4月及び5月の出荷金額が10%以上減少している農業者
- (2) 補助金額 前年4月及び5月と本年4月及び5月との差額1/2以内 上限30万円
- (3) 申請期間は7月末日まで

3 村内飲食店等テイクアウトクーポン券事業との連携【新規】

- (1) 商工会で行うテイクアウトクーポン券（スタンプラー）で3店舗利用者に「お花引換券」を進呈。（毎週日曜日にチャオの交流スペースで「お花」と交換。販売も併せて行う。）
- (2) 引き換えの花類 アルストロメリア束、カラーポット等
- (3) 期間はテイクアウトクーポンと同じく7月末日まで

4 休業、労働調整支援事業【新規】

新型コロナウイルス感染症の影響により休業または雇用調整された村内在住者を労働者として臨時雇用した農業経営者に対し支援を行う。

- (1) 補助金 農業部門等で各月15日以上雇用した農家等に賃金の1/3割以内を交付する。
- (2) 対象期間 令和2年5月1日～令和2年7月末日までの雇用（当面）

5 農家、工芸家等の販売促進支援事業

中川村のブランドサイトの充実、カタログページを新規作成し、都市部での展覧会等が新型コロナの影響により中止した部分のサポートを行う。

サイトの充実等は村内在住者のフリーランス等を活用し、村内の農産物や工芸家の作品の販売支援を行う。ふるさと納税とも連携。

以下の支援については今後検討を進めます。

【参考】 今後実施検討の支援策

(1) 中川村農業者育成資金【拡充】

既存の農業者育成資金に社会的・経時的環境の変化によって、経営状況が悪化した農業者の経営継続のための資金区分を検討

(2) 収入保険制度加入促進【新規】

自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補填する「収入保険制度」への加入を促進するため、保険料に補助金の交付を検討

お問い合わせは

農業者支援窓口

中川村役場振興課農政係

電話：02665-88-3001 内線 35

FAX：0265-88-3890

e-mail:nousei@vill.nagano-nakagawa.lg.jp